

# 関市農業委員会総会議事録

場所：関市役所6階6-6.7会議室

## ○議事日程

平成29年11月9日（木曜日）午前8時30分 開議

- (1) 議事録署名委員の指名
- (2) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (3) 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
- (4) 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
- (5) 議案第4号 事業計画変更申請に対する意見について
- (6) 議案第5号 関農業振興地域整備計画の変更に係る意見について
- (7) 議案第6号 関市地域農業振興計画事業検証に係る意見について

## ○出席委員（18名）

1番 安田 美雄 君	3番 川村 信子 君	4番 佐藤 平和 君
5番 遠藤 昭治 君	6番 野田 卓志 君	7番 片岡 篤夫 君
8番 森 邦彦 君	9番 八木 豊明 君	10番 杉山 徳成 君
11番 中村 雅博 君	12番 後藤 三郎 君	13番 安田 孝義 君
14番 増井 賢一 君	15番 土屋 尊史 君	16番 野村 茂 君
17番 日置 香 君	18番 永井 博光 君	19番 岩田 幸子 君

## ○欠席委員（1名）

2番 井戸 恒男 君

## ○委員以外の出席者

経済部長	永田 千春 君	農業委員会事務局長	西部 成敏 君
農業委員会事務局課長補佐	長屋 正彦 君	農業委員会事務局主任主査	田口 旭 君
農業委員会事務局主任主査	加藤 京子 君	農務課主任主査	安田 学史 君
武芸川事務所課長補佐	桜井 伸一 君	武儀事務所主任主査	丸山 典浩 君
洞戸事務所係長	山田 喜一 君		

午前8時30分 開会

○事務局課長補佐（長屋正彦君）それでは、只今より農業委員会を始めさせていただきます。最初に野村会長よりご挨拶をお願いします。

○議長（野村茂君）本日は農業振興地域整備計画についてご審議いただくということで、朝8時半開催となりました。また午後からは大垣市に視察研修に出向きます。今日一日たいへん長い時間となりますがよろしくお願いします。今までですと、研修を1日使って行ってきました。今年度からは推進委員さんが加わられたという関係で、充分調整ができませんでしたので、今回の研修を機に来年度どのような形で持っていったらいいのかという事もまたご教授いただく事になります。本日は、よろしくお願いします。

○事務局課長補佐（長屋正彦君）続きまして、経済部長の永田がご挨拶申し上げます。

○経済部長（永田千春君）立冬を過ぎて、寒さもきびしくなると思います。天候も不順ですので、みなさまも健康には充分ご留意をいただきたいと思います。今、収穫時期で各地で収穫祭が開催されており、先日も板取で関にし秋の祭典があり、19日は中濃農業祭が農協で、11月の終わりには上之保でゆず祭りがございます。みなさまもお出掛けくださいますようにご案内申し上げます。

○事務局課長補佐（長屋正彦君）本日の、欠席委員のご報告をさせていただきます。

2番井戸委員が欠席でございます。1番安田委員、7番片岡委員、11番中村委員につきましては、少し遅れるという事です。

○議長（野村茂君）ただ今から、関市農業委員会総会を開催します。

会議規則第8条により委員の過半数の出席により総会は成立しています。

次に、議事録署名委員の指名を行います。9番八木委員、10番杉山委員のお二人をお願いします。

これより、議案の審議に入ります。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長屋正彦君）議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。

農地法第3条の規定により、下記農地の申請がありましたので、審議を求めます。

議案は1ページからになります。

1番の案件 位置図は、1ページになります。申請地は、巾2丁目地内、巾公民センターの北北西120mほどに位置する農振農用地区域外である田1、523㎡。畑44㎡。申請の目的は、所有権移転です。譲渡人は、高齢により農地の管理が困難なため、譲受人の申し出に応じ、売り渡すというもの。譲受人は、申請地を買い受けて、農業経営の拡大を図りたいというもの。

2番の案件 位置図は、2ページになります。申請地は、倉知地内、倉知小学校の南西240mほどに位置する農振農用地区域外である田328㎡。申請の目的は、所有権移転です。譲渡人は、急にお金が必要となったため、譲受人の申し出に応じ、売り渡すというもの。譲受人は、申請地を買い受けて、農業経営の拡大を図りたいというもの。

3番の案件 位置図は、3ページになります。申請地は、小瀬地内、瀬尻小学校の西北西700mほどに位置する農振農用地である畑323㎡。申請の目的は、所有権移転です。譲渡人は、農地の管理が困難なため、譲受人の申し出に応じ、売り渡すというもの。譲受人は、申請地を買い受けて、農業経営の拡大を図りたいというもの。

4番の案件 位置図は、4ページになります。申請地は、小瀬地内、小瀬南公民センターの北東210mほどに位置する農振農用地である田826㎡。申請の目的は、所有権移転です。譲渡人は、農地の管理が困難なため、譲受人の申し出に応じ、売り渡すというもの。譲受人は、申請地を買い受けて、農業経営の拡大を図りたいというもの。下限面積の関係で、3条5番の案件と同時許可となります。

5番の案件 位置図は、5ページになります。申請地は、池尻地内、東海環状自動車道関広見ICの北東110mほどに位置する農振農用地である田7筆1、969㎡。登記地目畑、現況地目田3筆513㎡。申請目的は、使用貸借権の設定です。貸付人らは、土地所有者の死亡により、農地の管理が困難になったため、借受人の申し出に応じ、貸し付けるというもの。借受人は、申請地を借

り受けて、農業経営の拡大を図りたいというもの。貸借の期間は、許可日より5年間となっております。下限面積の関係で、3条4番の案件と同時許可となります。

6番の案件 位置図は、6ページになります。申請地は、中之保地内、日根集会所の南西140mほどに位置する農振農用地区域外である畑337㎡。申請の目的は、所有権移転です。譲渡人は、農地の管理が困難なため、譲受人の申し出に応じ、売り渡すというもの。譲受人は、申請地を買い受けて、農業経営の拡大を図りたいというもの。

7番の案件 位置図は、7ページになります。申請地は、武芸川町宇多院地内、宇多院公民館の南東270mほどに位置する農振農用地である田1,533㎡。申請の目的は、所有権移転です。譲渡人は、高齢により農地の管理が困難なため、譲受人の申し出に応じ、売り渡すというもの。譲受人は、申請地を買い受けて、農業経営の拡大を図りたいというもの。

今回お諮りします、全ての案件につきまして、10月19日、20日に現地確認をしたところ、農地性ありと確認しています。

以上、所有権の移転に関するもの6件、使用貸借権の設定に関するもの1件、計7件につきまして、ご審議をお願いいたします。

○議長（野村茂君）事務局の説明が終わりましたが、補足説明のある委員は挙手にて、発言をお願いします。

（発言無し）

これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第1号について、原案のとおり許可することに異議のない方は挙手願います。

（全員挙手）

全員挙手のため、議案第1号の7件を原案のとおり許可することといたします。

続きまして、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長屋正彦君）議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について。農地法第4条の規定により、下記農地の申請があったので、意見を求めます。

議案は、4ページからになります。

1番の案件 位置図は、8ページになります。申請地は、下有知地内、下有知南部公民センターの南西330mほどに位置する登記地目畑、現況地目田2筆200㎡。田2筆204㎡。農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。転用目的は、造園業資材置き場、駐車場、通路です。申請人は、隣接地で造園業を営んでいるが、敷地が手狭なため、申請地を資材置き場、駐車場、通路として利用したいというもの。隣地農地所有者の承諾を得ております。

10月20日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。申請地は、第3種農地であり、転用はやむ得ないものと判断します。

2番の案件 位置図は、9ページになります。申請地は、下有知地内、下有知保育園の南南西60mほどに位置する田3筆1,658㎡。農地の区分は、水道管、下水道管が整備された道路の沿道で、申請地からおおむね500m以内に2つ以上の教育施設等の公共施設があるため、第3種農地と判断します。転用目的は、長屋住宅です。申請人は、生活の安定を図りたいため、申請地に長屋住宅を建築したいというもの。

10月20日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。申請地は、第3種農地であり、転用はやむ得ないものと判断します。当案件は、1,000㎡を超えているため、関市開発指導要綱に基づく開発協議の承認が必要であります。

3番の案件 位置図は、10ページになります。申請地は、千疋地内、千疋公民館の南西130mほどに位置する畑661㎡。農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦している区域に近接する10ha未満の農地の区域内のため、第2種農地と判断します。転用目的は、太陽光発電施設です。申請者は、安定した収入を得るため、申請地を太陽光発電施設として利用したいというもの。隣地

農地所有者の承諾を得ております。申請地は、平成29年7月6日に農振除外の認可を受けております。

10月19日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。申請地は、第2種農地であるため、代替性を検討した結果、周辺に事業の目的を達成することができる土地がないことから、転用はやむ得ないものと判断します。

以上3件について、ご審議をお願いします。

○議長（野村茂君）事務局の説明が終わりましたが、補足説明のある委員は挙手にて、発言をお願いします。

（発言無し）

○議長（野村茂君）これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第2号について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手願います。

（全員挙手）

全員挙手のため、議案第2号の3件を原案のとおり岐阜県知事に進達することといたします。

続きまして、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長屋正彦君）議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について。農地法第5条の規定により、下記農地の申請がありましたので、意見を求めます。

議案は、6ページからになります。

1番の案件 位置図は、11ページになります。申請地は、東新町5丁目地内、東新公民センターの北東160mほどに位置する田405㎡。農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。転用目的は、貸駐車場です。譲受人は、会社を経営しており、工場増築により従業員の駐車場がなくなり業務に支障が出たため、申請地を買い受けて、貸駐車場として、会社で使用させるというもの。譲渡人は、高齢により耕作ができないため、譲受人の申し手に応じ、売り渡すというもの。

10月19日に現地確認をした結果、田で農地性ありと確認しております。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

2番の案件 位置図は、12ページになります。申請地は、鋳物師屋7丁目地内、関中央病院の北西150mほどに位置する田797㎡。農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。転用目的は、分譲住宅です。譲受人は、不動産業を行っている会社で、近隣に住宅、公共施設等があり、分譲地に適しているため、申請地を買い受けて、建売分譲住宅を建築したいというもの。譲渡人は、譲受人の申し手に応じ、売り渡すというもの。隣地農地所有者の承諾を得ております。

10月19日に現地確認をした結果、田で農地性ありと確認しております。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

3番の案件 位置図は、13ページになります。申請地は、肥田瀬地内、関中央病院の東北東720mほどに位置する登記地目畑、現況地目一部雑種地187㎡。登記地目畑、現況地目一部雑種地375㎡の内、94.01㎡。農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦しているため、第3種農地と判断します。転用目的は、一般個人住宅です。譲受人は、現在の住まいが手狭なため、申請地を買い受けて、一般個人住宅を建築したいというもの。譲渡人は、平成29年6月30日付で農地法5条の許可を受けて、申請地を太陽光発電施設として利用する計画であったが、申請地より太陽光発電施設として利便性の高い土地を見つけ、転用する必要がなくなったため、譲受人の申し手に応じ、売り渡すというもの。

10月19日に現地確認をしたところ、一部雑種地であると確認しています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。本案件は、事業計画変更の1番の案件と同時許可となります。

4番の案件 位置図は、14ページになります。申請地は、肥田瀬地内、関中央病院の東720mほどに位置する登記地目畑、現況地目一部雑種地375㎡の内、281.17㎡。農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦しているため、第3種農地と判断します。転用目的は、一般個人住宅です。譲受人は、現在の住まいが手狭なため、申請地を買い受けて、一般個人住宅を建築したいというもの。譲渡人は、平成29年6月30日付けで農地法5条の許可を受けて、申請地を太陽光発電施設として利用する計画であったが、申請地より太陽光発電施設として利便性の高い土地を見つけ、転用する必要がなくなったため、譲受人の申し手に応じ、売り渡すというもの。

10月19日に現地確認をしたところ、一部雑種地であると確認しています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。本案件は、事業計画変更の2番の案件と同時許可となります。

5番の案件 位置図は、15ページになります。申請地は、東田原地内、東田原公民館の南南西520mほどに位置する畑315㎡。農地の区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地等の区域内の農地に該当するため、第1種農地と判断します。転用目的は、一般個人住宅です。借受人は、現在アパートに住んでいるが、家族が増え手狭となったため、申請地を、妻の父より使用貸借権により借り受けて、一般個人住宅を建築したいというもの。貸付人は、借受人の申し出に応じ、貸し付けるというもの。貸借の期間は、許可日より20年間となっています。申請地は、平成29年7月6日に農振除外の認可を受けております。

10月19日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。申請地は、第1種農地に該当するが、住宅・周辺住民の日常生活又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるもので、許可基準の例外要件を満たすものと判断します。

6番の案件 位置図は、16ページになります。申請地は、巾2丁目地内、巾公民センターの北東150mほどに位置する登記地目畑、現況地目雑種地132㎡。農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため、第3種農地と判断します。転用目的は、一般個人住宅の駐車場です。譲受人は、現在の申請地の隣接地に住んでいるが、敷地スペースが狭いため、申請地を買い受けて、駐車場として利用したいというものであるが、既に駐車場となっているため、追認申請となります。譲渡人は、飲食業を営んでいるため忙しく、また、申請地が自宅から離れていることから、耕作できないため、譲受人の申し手に応じ、売り渡すというもの。

10月19日に現地確認をしたところ、雑種地であったため、始末書が添付されています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

7番の案件 位置図は、17ページになります。申請地は、向西仙房地内、緑ヶ丘中学校の北東330mほどに位置する登記地目山林、現況地目畑519㎡。農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため、第3種農地と判断します。転用目的は、植林です。譲受人は、申請地が実家の屋敷に隣接しており、また申請地の西隣の山林も所有しているので、申請地を買い受けて、植林し一体利用したいというもの。譲渡人は、高齢のため管理ができないので、譲受人の申し手に応じ、売り渡すというもの。

10月20日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

8番の案件 位置図は、18ページになります。申請地は、倉知地内、倉知小学校の南西260mほどに位置する田2筆668㎡。農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため、第3種農地と判断します。転用目的は、宅地分譲です。譲受人は、不動産業を営んでいる会社で、申請地が小学校にも近く宅地として需要が見込まれるため、申請地を買い受けて、宅地分譲するというもの。譲渡人は、まとまったお金が必要になったため、譲受人の申し手に応じ、売り渡すというもの。

10月19日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

9番の案件 位置図は、19ページになります。申請地は、倉知地内、熊之段公民館の北60mほどに位置する登記地目畑、現況地目雑種地278㎡。登記地目田、現況地目雑種地187㎡。農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため、第3種農地と判断します。転用目的は、土木工事業

資材置き場です。借受人は、土木工事業を営んでいる会社で、申請地を賃貸借権により借り受けて、資材置き場として利用したいというもの。貸付人は、相続により取得したが、居住地が遠方であり、耕作が困難であるため、借受人の申し手に応じ、貸し付けるというもの。

10月19日に現地確認をしたところ、雑種地であったため、始末書が添付してあります。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

10番の案件 位置図は、20ページになります。申請地は、倉知地内、国道248号バイパス倉知東交差点の東350mほどに位置する田2筆1,653㎡。農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため、第3種農地と判断します。転用目的は、工作機械販売業工場です。譲受人は、工作機械販売業を営んでいる会社で、申請地の近くに工場があるが、受注が増えたため、申請地を買って、工場を建築したいというもの。譲渡人は、譲受人の申し手に応じ、売り渡すというもの。

10月19日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。当案件は、1,000㎡を超えているため、関市開発指導要綱に基づく開発協議の承認が必要であります。

11番の案件 位置図は、21ページになります。申請地は、倉知地内、国道248号バイパス倉知東交差点の東北東390mほどに位置する田1,344㎡。農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため、第3種農地と判断します。転用目的は、貸駐車場です。譲受人は、自分が役員をやっている会社が、新たに工場を建築し、従業員が増えることで、駐車場が不足するため、申請地を買って、駐車場とし、会社に貸し付けるというもの。譲渡人は、譲受人の申し手に応じ、売り渡すというもの。隣地農地所有者の承諾を得ております。

10月19日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。当案件は、1,000㎡を超えているため、関市開発指導要綱に基づく開発協議の承認が必要であります。

12番の案件 位置図は、22ページになります。申請地は、下有知地内、下有知小学校の南東600mほどに位置する田2,999㎡。農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦しているため、第3種農地と判断します。転用目的は、コンビニエンスストアです。借受人は、日用品等の販売を行う会社で、事業拡大のため適地を探していたところ、県道に面した申請地は、集客が見込まれるため、申請地を賃貸借権により借り受けて、コンビニエンスストアを建築したいというもの。貸付人は、借受人の申し出に応じ、貸し付けるというもの。貸借の期間は、許可日より31年間となっています。隣地農地所有者の承諾を得ております。

10月20日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。当案件は、1,000㎡を超えているため、関市開発指導要綱に基づく開発協議の承認が必要であります。

13番の案件 位置図は、23ページになります。申請地は、小瀬地内、瀬尻小学校の北東400mほどに位置する田1,076㎡。農地の区分は、水道管、下水道管が整備された道路の沿道で、申請地からおおむね500m以内に2つ以上の教育施設等の公共施設があるため、第3種農地と判断します。転用目的は、遊船業駐車場です。借受人は、鵜飼遊船業を営んでいる会社で、近年観光客が増えてきたため、申請地を賃貸借権により借り受けて、駐車場として利用したいというもの。貸付人は、農地として管理することが困難なため、借受人の申し出に応じ、貸し付けるというもの。貸借の期間は、許可日より20年間となっています。隣地農地所有者の承諾を得ております。申請地は、平成29年7月6日に農振除外の認可を受けております。

10月20日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。当案件は、1,000㎡を超えているため、関市開発指導要綱に基づく開発協議の承認が必要であります。

14番の案件 位置図は、24ページになります。申請地は、広見地内、東海環状自動車道関広見ICの西330mほどに位置する登記地目田、現況地目畑9筆1,423㎡。農地の区分は、1445-3は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地等の区域内の農地に該当するため、第1種農地と判断します。その他は農振農用地です。転用目的は、クレーン据え付けヤード（一時転用）

です。借受人は、建設業を営んでいる会社で、東海環状関広見IC西側で行っている高速道路の橋梁上部工事のため、クレーンの据え付けヤードが必要となったため、申請地を賃貸借権により借り受けたというもの。貸付人は、借受人の申し出に応じ、貸し付けるというもの。貸借の期間は、許可日より16か月となっています。隣地農地所有者の承諾を得ております。

10月20日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。申請地は、農振農用地及び、第1種農地であるが、一時的な利用であり、農地への復元が誓約されているため、転用はやむを得ないものと判断します。

15番の案件 位置図は、25ページになります。申請地は、上白金地内、関市役所西部支所の南西170mほどに位置する登記地目田、現況地目畑249㎡。農地の区分は、申請地からおおむね300m以内に関市役所西部支所があるため、第3種農地と判断します。転用目的は、分譲住宅です。譲受人は、不動産業を営んでいる会社で、宅地環境として整っているため、申請地を買い受けて、建売住宅を建築したいというもの。譲渡人は、土地売却による利益を生活資金としたいため、譲受人の申し手に応じ、売り渡すというもの。

10月19日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと判断します。

16番の案件 位置図は、26ページになります。申請地は、小屋名地内、西部保育園の南東140mほどに位置する畑453㎡の内98.6㎡。農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦しているため、第3種農地と判断します。転用目的は、一般個人住宅です。借受人は、現在アパートに住んでいるが、家族が増え手狭となったため、申請地を、父より使用貸借権により借り受けて、一般個人住宅を建築したいというもの。貸付人は、借受人である息子の申し手に応じ、貸し付けるというもの。貸借の期間は、許可の日から20年間となっております。

10月19日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと判断します。

17番の案件 位置図は、27ページになります。申請地は、小屋名地内、西部保育園の南南東380mほどに位置する登記地目畑、現況地目宅地236㎡。農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦しているため、第3種農地と判断します。転用目的は、縫製業作業場、車庫です。借受人は、申請地の隣接地に居住し、縫製業を行っているが、作業場、駐車場がないため、申請地を使用貸借権により借り受けて、作業場、駐車場として利用したいというものであるが、既に作業場、車庫が建築されているため、追認申請となります。貸付人は、借受人である従弟の申し手に応じ、貸し付けるというもの。貸借の期間は、許可の日から30年間となっております。

10月19日に現地確認をしたところ、宅地であったため、始末者が添付してあります。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと判断します。

18番の案件 位置図は、28ページになります。申請地は、山田地内、山田公民センターの北北東200mほどに位置する登記地目田、現況地目一部雑種地398㎡。農地の区分は、街区に占める宅地割合が40%を超えるため、第3種農地と判断します。転用目的は、一般個人住宅です。借受人は、親と同居しながら家業である建築業を手伝っているが、住宅を建築し、親から独立するため、申請地を父より使用貸借権により借り受けて、一般個人住宅を建築したいというもの。貸付人は、借受人である息子の申し手に応じ、貸し付けるというもの。貸借の期間は、許可の日から30年間となっております。申請地は、平成29年7月6日に農振除外の認可を受けております。

10月19日に現地確認をしたところ、一部雑種地であったため、始末書が添付してあります。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと判断します。

19番の案件 位置図は、29ページになります。申請地は、富之保地内、上之保浄化センターの北北東120mほどに位置する田2筆2,171㎡。農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦している区域に近接するおおむね10ha未満の農地の区域内のため、第2種農地と判断します。転用目的は、建築業資材置き場です。借受人は、申請地の近隣で建築業を行っている会社で、経営の拡大により、現在の施設が手狭となったため、申請地を賃貸借権により借り受けて、資材置き場として利用したいというもの。貸付人は、借受人である会社を経営しており、申請地を会社に貸し付

けるというもの。貸借の期間は、許可日より20年間となっております。隣地農地所有者の承諾を得ております。申請地は、平成29年7月6日に農振除外の認可を受けております。

10月20日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。申請地は、第2種農地であるため、代替性を検討した結果、周辺に事業の目的を達成することができる土地がないことから、転用はやむ得ないものと判断します。当案件は、1,000㎡を超えているため、関市開発指導要綱に基づく開発協議の承認が必要であります。

20番の案件 位置図は、30ページになります。申請地は、下之保地内、古布多目的研修集会施設の南西270mほどに位置する田5筆2,044㎡。農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦しているため、第3種農地と判断します。転用目的は、コンクリート製品製造業製品置場です。譲受人は、コンクリート製品の製造・販売を行っている会社で、事業の拡大に伴い、製品置場が手狭となったため、申請地を買い受けて、製品置場として利用したいというもの。譲渡人らは、耕作が困難であるため、譲受人の申し手に応じ、売り渡すというもの。

10月20日に現地確認をした結果、耕作放棄地で原野となっていたため、始末書が添付してあります。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。当案件は、1,000㎡を超えているため、関市開発指導要綱に基づく開発協議の承認が必要であります。

21番の案件 位置図は、31ページになります。申請地は、上之保地内、上之保温泉ほほえみの湯の南西300mほどに位置する登記地目畑、現況地目宅地177㎡。農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦しているため、第3種農地と判断します。転用目的は、一般個人住宅です。譲受人は、現在住んでいる住宅が手狭になったため、申請地を親戚より贈与を受けて、一般個人住宅を建築したいというものであるが、現在建築中であるため、追認申請となります。譲渡人は、譲受人である甥の申し出に応じ、贈与するというもの。

10月20日に現地確認をしたところ、宅地であったため始末書が添付してあります。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

22番の案件 位置図は、32ページになります。申請地は、洞戸菅谷地内、下菅谷集会所の南西150mほどに位置する登記地目畑、現況地目一部宅地1,756㎡。農地の区分は、街区に占める宅地割合が40%を超えるため、第3種農地と判断します。転用目的は、製造業作業場、駐車場です。借受人は、自営で製造業を行っているが、申請地を父より使用貸借権により借り受けて、作業場及び従業員駐車場として利用したいというものであるが、平成14年ごろから作業場、駐車場として利用していたため、追認申請となります。貸付人は、借受人である息子の申し出に応じ貸し付けるといふもの。申請地は、平成29年7月6日に農振除外の認可を受けております。

10月20日に現地確認をしたところ、一部宅地であったため始末書が添付されています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

23番の案件 位置図は、33ページになります。申請地は、板取地内白谷集会場の北120mほどに位置する登記地目畑、現況地目雑種地2筆344㎡。農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦しているため、第3種農地と判断します。転用目的は、一般個人住宅（駐車場、庭）です。譲受人は、名古屋市から板取に住むため、申請地に隣接する土地を買い受けるが、敷地が手狭なため、申請地を買い受けて、駐車場、庭として利用したいというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じ売り渡すというもの。申請地は、平成29年7月6日に農振除外の認可を受けております。

10月20日に現地確認をした結果、雑種地であったため、始末書が添付してあります。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

24番の案件 位置図は、34ページになります。申請地は、武芸川町高野地内、博愛小学校の東北東300mほどに位置する田921㎡。農地の区分は、住宅、事業施設、公共・公益的施設等が連担している区域に近接する10ha未満の農地の区域内に該当するため、第2種農地と判断します。転用目的は、太陽光発電施設です。譲受人は、建築業を行っている会社で、太陽光発電施設用地として、適地を探していたところ、気象条件、環境条件も良く管理しやすいため、申請地を買い受けて、太陽光発電施設として利用したいというもの。譲渡人は、高齢により耕作が困難であるため、譲受人の申し出に応じ、売り渡すというもの。隣地農地所有者の承諾を得ております。



10月20日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。申請地は、第2種農地であるため、代替性を検討した結果、周辺に事業の目的を達成することができる土地がないことから、転用はやむ得ないものと判断します。

25番の案件 位置図は、35ページになります。申請地は、武芸川町跡部地内、道の駅むげ川の北東390mほどに位置する田788㎡。農地の区分は、街区に占める宅地割合が40%を超えるため、第3種農地と判断します。転用目的は、建築・土木業資材置き場、作業場です。借受人は、建築土木業を行っている会社で、現在使用している資材置き場は、住宅を建てたいとの要望で売り渡すこととなり、資材置き場がなくなったため、申請地を賃貸借権により借り受けて、資材置き場、作業場として利用したいというもの。貸付人は、借受人である会社を経営しており、申請地を会社に貸し付けるといふもの。貸借の期間は、許可日より20年間となっています。隣地農地所有者の承諾を得ております。

10月20日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

以上、所有権移転に関するもの16件、使用貸借権の設定に関するもの4件、賃貸借権の設定に関するもの5件、計25件のご審議をお願いいたします。

○議長（野村茂君）事務局の説明が終わりましたが、補足説明のある委員は挙手にて、発言をお願いします。

○14番（増井賢一君）20番の案件ですが、8月17日に荒廃地調査をしたところ再生困難な荒廃地と我々は判断をしまして、今この話が出ましたのでやむを得ないと思います。

○議長（野村茂君）他にありませんか。ないようですので、これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第3号について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手願います。

（全員挙手）

全員挙手のため、議案第3号の25件を原案のとおり岐阜県知事に進達することといたします。

続きまして、議案第4号 事業計画変更申請に対する意見についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長屋正彦君）議案第4号 事業計画変更申請に対する意見について。農地転用許可後の事業計画変更申請がありましたので、意見を求めます。

議案は18ページになります。

1番の案件 位置図は、36ページになります。申請地は、肥田瀬地内、関中央病院の東720mほどに位置する登記地目畑、現況地目雑種地187㎡。登記地目畑、現況地目雑種地375㎡の内、94.01㎡。変更内容は、転用事業者、転用目的の変更です。当初事業計画者は、平成29年6月30日に5条転用許可を受け、太陽光発電施設を建設する計画であったが、申請地以外で、太陽光発電施設として利便性の高い土地を見つけたため、本申請地を転用する必要がなくなったというもの。変更後の事業計画者は、現在の住まいが手狭なため、申請地を買い受けて、一般個人住宅として利用したいというもの。

10月19日に現地確認をしたところ、雑種地であると確認しています。農地区分は、住宅、事業施設等が連坦しているため、第3種農地と判断されるため、転用はやむを得ないと判断します。本案件は、5条の3番の案件と同時許可となります。

2番の案件 位置図は、37ページになります。申請地は、肥田瀬地内、関中央病院の東720mほどに位置する登記地目畑、現況地目雑種地375㎡の内、281.17㎡。変更内容は、転用事業者、転用目的変更です。当初事業計画者は、平成29年6月30日に5条転用許可を受け、太陽光発電施設を建設する計画であったが、申請地より太陽光発電施設として利便性の高い土地を見つけたため、本申請地を転用する必要がなくなったというもの。変更後の事業計画者は、現在の住まいが手狭なため、申請地を買い受けて、一般個人住宅として利用したいというもの。

10月19日に現地確認をしたところ、雑種地であると確認しています。農地区分は、住宅、事業施設等が連坦しているため、第3種農地と判断されるため、転用はやむを得ないと判断します。本案件は、5条の4番の案件と同時許可となります。

3番の案件 位置図は、38ページになります。申請地は、中之保地内、寺田集会場の北東300mほどに位置する登記地目畑、現況地目雑種地2筆432㎡。変更内容は、転用事業者、転用目的の変更です。当初事業計画者は、平成4年11月4日に5条転用許可を受け、植林する計画であったが、植林した木が生長しないなど、計画が滞っていたというもの。変更後の事業計画者は、申請地を買い受けて、太陽光発電施設として利用したいというもの。

10月19日に現地確認をしたところ、雑種地であると確認しています。農地区分は、住宅、事業施設等が連坦しているため、第3種農地と判断されるため、転用はやむを得ないと判断します。

以上3件のご審議をお願いいたします。

○議長（野村茂君）事務局の説明が終わりましたが、補足説明のある委員は挙手にて、発言をお願いします。

（発言なし）

これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第4号について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手願います。

（全員挙手）

全員挙手のため、議案第4号の3件を原案のとおり岐阜県知事に進達することといたします。

ここで40分まで休憩とします。

（10分休憩）

午前9時40分 再開

○議長（野村茂君）それでは、農業委員会総会を再開いたします。

議案第5号 関市農業振興地域整備計画の変更に係る意見についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

○事務局長（西部成敏君）関市農業振興地域整備計画の変更に係る説明ですが、地元の各地域に農業振興地域の委員の方がみえまして、そこを回って審議していただくのが終わったところです。今回は農地法の観点から農業振興地域を除外してもいいかということ審査してもらった協議でございます。ただし、これはうちの職員が農地法から見て許可相当か無理な所かをあらかじめ調べまして、その結果を発表させていただきます。実際の所、今日の会議で許可になっても、また本来の農業委員会の審査が上がってきます。今日の場合除外が認められたものは、全て認められるというものではなく、今の資料で検討した結果、これは適切だ、これは許可出来ないという事を調べた結果を発表させていただきますのでよろしく願います。

○農務課主任主査（安田学史君）事務局の安田です。どうぞよろしく願います。

たいへん件数が多いですので、ある程度まとめて審議をお願いしたいと思います。あと、大変申し訳ないですが、委員さんの中に申請者の方がいらっしゃいますので、少しずつの塊で進めていきますので、該当の区域になりました時に、公平性のためにご退席をお願いいたします。

今回は農業振興地域整備計画の変更という事で、各筆調書を資料といたします。

この農振整備計画は農振法に基づくもので、先程課長もお話いたしました、皆さんが普段審議しておられる農地法の農地転用制度と合わせて2本立てで農地を守るものになります。

農振法の審議は農振協議会で行いますが、今回は農地法の観点からこちらの案件についてご審議をお願いします。最終的には意見を森林組合等からの意見を徴収しまして、市として判断をするというものになります、除外されたものについてはその後、農地転用の申請がなされ、それを改めて審議していただくという事になります。

それではまず、編入についてですが、編入は一般の農地を重要な農地である農用地に変更する手続きになります。農振法で農用地とすることとなっている農地は10ha以上の一団の農地や、土地

改良事業の実施地などですが、今回の申請地は、過去に別の事業のために農用地から『除外』する手続きを行った場所ですが、予定していた事業が実施できないために、もう一度農用地に戻すものです。

下有知地区で2件。各筆調書は4ページ、位置図は5ページにあります。1件目の案件は高速のジャンクションのすぐ際の所、2件目の案件は関有知高校から北東に250m程行った所です。

1件目は分家住宅を建築予定でしたが、高速道路の高架の影響が大きく事業が断念したものの。

2件目は土地の前の持ち主が資材置場にするとしていたが、事業がとん挫した後、編入せずに現在の持ち主に農地として譲渡してしまったものです。

どちらも以前は土地改良の対象地として農用地であった場所ですので、農用地に戻すことに異存はなく、現況農地ですので農地法的にも特に手続きは必要のない場所であると考えます。

こちらについて、農業委員会としてのご意見をいただきたいと思えます。

○議長（野村茂君）事務局の説明が終わりました。編入について委員の皆様のご意見をお聞きします。ご意見のある方はございませんか。

（意見なし）

ご意見がないようですので、次に除外について説明をお願いします。

○農務課主任主査（安田学史君）除外は農用地である土地を別の事業に使用するとして農用地から除外するものです。除外が認められる条件としては、そこでしか出来ない事業であって、他の農地を一体的に利用しようとした際に邪魔になる場所はないとか、地域の農業の担い手の方に影響がでないか、農業用水等に影響がないか、土地改良事業の効果が十分発揮された後かといったものを農振協議会の方で協議を行いますが、農振的には問題がなくても、あきらかに農地転用ができないものであれば、その後事業ができない意味のない除外となるため、あらかじめ今ある情報で農地転用の見込みがあるかどうかのご判断いただければと思います。

農転の見込みがないということであればその後手続きができないので、除外も行わないという判断になります。

先程も申しましたが、除外された後には改めて農地転用を行いますので、この場で農地転用の見込みがあると判断したものであっても、その後で転用を認めないということは十分にありえることです。その他、開発協議が整わないとか、保全すべき重要な遺跡が出てきたとか、他の法令の許可が出ない場合は、その時点で、編入の手続きが行われてもう一度農用地に戻ります。

それではたいへん件数が多いですので、富野地区・田原地区を一括して説明いたします。

担当地区に所有者とか転用事業者の方がもしいらっしゃれば、退席をお願いします。

○議長（野村茂君）先程、議長と務める中で編入の件ですが、ご意見がないということでしたので、農業委員会として、この2件の編入について一括して異議なしと回答してよろしいでしょうか。異議のないの方、挙手をお願いします。

（全員挙手）

異議なしとして回答いたします。落としまして、申し訳ございませんでした。

○農務課主任主査（安田学史君）それでは除外の富野地区ですが、12ページをお願いいたします。

富野地区の2案件の1番目は、小野の宝田という洞の一番奥の所で間伐材などの木質のチップを、蒸し焼きにしてガスを作り、エンジンを回して発電するバイオマス発電施設をつくるものです。

位置図は13～15ページです。土地改良事業の対象地で1種農地に該当する土地ですが、市街地には設置できない騒音等が発生する施設という事で、他の所で出来ないというような事業であれば、農地転用を認められるという案件になると思います。農振除外の場合につきましては、必ず他の所では出来ないという確認をいたしますので、そういったものも大丈夫かと思えます。

2番の案件は、富野中の少し南で位置図は15ページです。公共投資の対象となっている10ha以下の農地集団で2種農地と区分される所で、太陽光発電施設を設置するというもので、他の所では実施できないという事で問題はないと考えます。

続きまして田原地区で18ページになります。進行の都合上、1、2番を飛ばしまして、3～5番を説明させていただきます。

3番は、東田原の集落に接した場所にお子さんの為の一般個人住宅を建てられるものです。土地改良事業の対象地で1種農地ですが、集落に接続して設置される住宅等ですので認められると思います。

4番は、西田原のミニ開発された住宅集団に接して、農家の後継者の農家住宅を建てられるものです。土地改良事業の対象地で1種農地ですが、集落に接続して設置される住宅になります。

5番は、田原グランド北で住宅が散在する集落に接して農家の後継者の住宅を建てられるものです。土地改良事業の対象地で1種農地ですが、集落に接続して設置される住宅で、転用基準に合致すると考えます。

戻りまして、田原の1、2番は、位置図は20ページになります。

1番は、平成22年に除外、農転された農家住宅の北側を当該住宅の方が建設業の資材置場として使用してしまっているというもので、始末書の添付があります。

2番も、その当該住宅の方が住宅の駐車場庭として南側へ拡張してしまっているもので始末書あります。平成22年当時は、この辺りを2種農地と判断して除外しておりましたが、当時の資料に詳しいことが書いてなかったのですが、おそらく、この農地を含むブロックの東側にある水路で区切られた10ha以下の農地と判断し、西側の住宅地に接している10ha以下の農地集団で2種農地という判断と思われます。昨年度、県から指摘があり、用水路等があったとしても、トラクター等乗用の農機で容易に宅地等の集団の中を通ることなく行き来できれば、農地は一団としてつながっていると考える旨の指針が国から出されており、それに従えば1種農地と判断されます。今回の案件について県とも相談していますが、1種農地相当と見られるとのこと。1種農地であると、集落に接続して設置される近隣に居住する方の住宅等であれば認められますし、既存施設の1/2以内の拡張などであれば許可されますが、当該土地は集落から離れた場所にあつて、集落に接続して設置されるものでなく、もともとある農家住宅は、237㎡に対し資材置場は499㎡と倍以上あるような所です。住宅拡張部分も294㎡と、どうしても農地転用の基準に合致するものはないと考えます。こちらにつきましては、農地転用の基準がないと考えております。

ここまで7件についてご意見をいただきたいと思ひます。

○議長（野村茂君）ここまでの案件について、委員の皆様の意見をお聞きします。

○4番（佐藤平和君）富野地区のバイオマス発電施設についてですが、中間管理機構にこの農地が10年契約で全部登録してあります。私は、農業委員としての立場と小野集落営農組合の設立した張本人として現在21町歩やっておりますが、土地の所有者は同じ小野地区の方ばかりです。9月の29日が締め切りで12～13日前に発電所が出来ると急に知った訳です。私どもとしては、中間管理機構に登録してある手前、10年間は農地を存続させて作業をしなければということと、この農地をやることによって補助金を沢山いただいておる訳ですが、その補助金の条件としては農地を拡張するという事で、もし出来なければ補助金を返還するというものです。しかし、地主の方が殆ど自分では農業をやれないので売却したい貸したいと思つてみえるようでしたが、反対されても悪いという事で、なかなか表向きには出なかつたんですが、締切が近くなり急きょ話が持ち上がった訳です。集落営農組合としましては、地主が地元の方ばかりですから、反対することは現状出来ません。その代わりに農地を広げようと思ひ、関市だけでなく美濃市も交渉に当たっています。何分にも全部の農地を100%私どもが集約しても目標には達しない訳です。地元の地主の方は、売却又は貸地にしたいという希望が強いです。農振委員の会議が一昨日あったようですが、農振委員の方は2名反対があつただけで、後の方は賛成であつたと聞いております。バイオマス発電施設につきましては、先程の騒音という事とか、空気を汚すという事、木材のタールが下流に流れるのではと、後は道路の問題などいろいろ問題はありますが、山の一番奥という事で、他の利用する方法もないそんなような土地です。皆様のご意見を聞き地元の所有者の意思を尊重して、私共集落営農組合として借りておるので、前向きに検討していただき、承諾して頂ければありがたいです。決して、バイオマス発電施設を全面的に反対するものではございませんが、補助金を返せとか、土地の面積を増やせと言われてもない土地はどうしても増やせません。そういう状況です。

○12番（後藤三郎君）ただ今の、中間管理機構の問題ですが、やはりこれは国自体がこういう事を指

導してやっている中で、それを覆すようなやり方と言うのは、上白金でもそういうのがあるんですが、これはやはり大変な問題だと思います。国の指導の下でこれが行われているという事は、縣市はそれに追従してやっていくのが本来の姿ではないでしょうか。中間管理機構で農業をやってみえる人に、やはり今、農業が大事だから国が力を貸していて、お金を出しているんですよ。それを裏切るようなことをやるというのは、私は納得できません。今言われたように佐藤さんがたいへん窮地に立たされているという事です。返還

しよという事になれば、これは補償問題ではないでしょうか。私も詳しくは分かりませんが、他の土地をいつまでに探せばいいという事ですか。

○4番（佐藤平和君）補助金の条件が5年間の間に実際やっていたのが、20.7町歩なんです。それを22町歩にしなければならない。100%やっても、どうしても出来ない。トラクターなんかは、県道にしる市道にしても走れるんですが、コンバインは何キロも山越えする訳にはいきません。積載車でも買えば出来るんですが、それだけの人もお金もありません。例えば、22町歩に達しなくても補助金を返さなくていいというか、今回の除外の4反くらい減ってもいいのなら有り難い事です。地主との契約では双方の了解の基に10年以内でも解除することが出来るというような一部文書の中に中間管理機構の中には唱ってある。だから10年間は、そのために地主もお金を一部貰っているんです。それは当然地主も私共も、国に返さなければいけない。その分は施行者に、一応補償するというハンだけはいただいております。それを完全に先方が履行していただければ、私共も地元の人の為にも除外はやむを得ないのではないかと。説明はありましたけど。下流に水が影響するのではないかと、バイオマス発電所で水をどれくらいくみ上げてどれくらい下流に流すのかという説明を受けましたが、ヨーロッパの方の設備なので、まだ日本では何もやっていないため、どの程度の騒音が出るのか分からない。ただ騒音を出さないためによそで木材をチップにして、それを運んでくれば解消できる。また建物を塙で囲えば防止できる。そして、近くに人家は一軒もなく山の中という事で、場所としては最適である。変電所のすぐ傍で電力をつなぐためにも非常に便利である。そういうような条件が重なって私どもが知らされたのは少し前ですが、ある程度根まわしは済んでおったと思います。それで2つの考えのもとにいろいろ検討した結果、約束をきちんと守って頂ければ私共の集落営農の組織も存続できるし、それを全く守って頂けなければ営農組合が立ち行かなくなりますので、市で開発の許可を出される場合は十分検討をして頂きまして、除外申請に私共は賛成しますので、補助金の問題と面積の問題があり、他にあれば広げて行きますが、どうしても無いんです。面積が無いのはどうにもならないんです。そういう状態ですので、組合としては苦肉の策で2つの条件さえ飲んでいただければ除外申請には同意しますという結論に達しています。

○事務局長（西部成敏君）今、言われた通り地元も営農組合も一応OKは出してみえます。開発に係る例えば騒音の問題とかは面積が大きいので県の許可になります。そこでの審議となりますので、今日は農地法としてどうか。実際の所、最終的に営農組合の方が反対になると、機構との貸し借りの関係が解除出来ないとそこから動きませんので、ここではそこまで突っ込んだ議論はいいかと思えます。まずは、農地法の観点で除外が良いかという事だけでお願いします。

○議長（野村茂君）田原地区の1番2番については、事務局としては許可基準に合致しないという事でしたが、その点も踏まえてご意見頂きたいと思えます。

○3番（川村信子君）田原の審議会にも出たんですが、前回にも他の田を買われた時にも違反したというか、意に合わない事をされるのでダメだと農業委員会に出たんですが、市で指導してもらいたい。それに違反した場合は罰則というか、ただ始末書だけで紙だけで終わってしまっただけでは、ダメだと思うんです。何回かやってみえるみたいなので、指導をお願いしたいと思います。

○農務課主任主査（安田学史君）この案件が浮上してきたのは昨年度で、相談を受けています。その際に無断転用を行っているので改善しなさいという指導を行っています。それに対してその改善策の一つとして事後で農転をしたいという相談があったのに対して、1種農地に該当するので戻してくださいと昨年度も今年度も話しておりますが、それでも除外の申請がされてきたものになります。今後も継続的に同じように転用ではなく農地法に認められる内容での改善を行うようにという指導を行っていく予定です。

○議長（野村茂君）他にご意見ございませんか。

○6番（野田卓志君）基本的な質問ですが、条件に適合しないものというのはこの場へ上がって来ているのは、とりあえず申請が出たものは全てここに今出ているという状況で、除外しないものもあるという事ですか。それは、この先市の方で適合しないからといって上に上げないのか、とりあえず県の方に行くのですか。

○農務課主任主査（安田学史君）市の全体会までは全て案件を持ち上げます。農業委員会だけではなく、森林組合、用水組合等にも意見を聞いています。その意見を総合して農振協議会の全体会に上げます。そこで出て来た意見と農業委員会や各団体の意見を総合して、今度市として判断します。最初に説明した5つぐらいの案件全てに合致するとみられるものについて、県へ持ち上げます。その5案件に該当しないと見たものについては、その段階で外して市としてOKと思われるものを県へ上げます。県との協議の中で県の見解として5要件に合致しないと思われるものについて、指摘が来ましてそれを改めて外して、また協議をして最終的に県がOKというものだけを最後除外するという流れです。

○3番（川村信子君）1番2番の案件ですが、もう無断で駐車場にしてしまっているそういう場合は、戻す指導ですか。

○農務課主任主査（安田学史君）それは農業委員会の方から、無断転用になっているから改善しなさいという。

○3番（川村信子君）改善しなさいと言われて、やらなかった場合はどうなるんですか。

○事務局課長補佐（長屋正彦君）農業委員会から無断転用案件という事で、指導勧告させていただいて、県の方でもこういう案件がありますという事で指導の状況なども全て県に上げさせていただいて、その改善が見られない場合は県からも直接指導をし、最終的には違反転用と法律上罰則もあります。

○議長（野村茂君）他にご意見ございませんか。

○7番（片岡篤夫君）バイオマスの事ですが、私は昔、洞戸で4町歩ほど蕎麦を作ろうと棚田のある所だったので、チップでバークになって10年から20年くらい寝かしたものを肥料として畑に撒いたんですが、3年間草1本生えなかったんです。調べたら、20年くらい経っててもタンニン中毒ですから、3年間1本も生えなかったんです。例えば山奥でバークではないですが、チップを野積にした場合にそこから出てくるタンニンは当然流れますよね。そうするとこの谷の中の魚は全部死んでしまいます。だから施行業者に水の処理をしてもらわないと、大変な事になりますよ。地元の人は草が生えないから喜ばれたけれど。そういった経験がありますので、バイオっていうのは、木の根っこかだと思いますが、それを積んだ場合にそこから流れてくるタンニンの影響というのは本当にひどいものですから、そこをよく考えてもらって、私は反対するつもりはありませんし、ここは決して優良農地とはいえませんし、地元の発展のためにはいいと思います。ただ、きちんとした水の管理をしてもらいたいと思います。私の意見と希望です。私の経験上の話ですが、そういうことで本当にタンニンは恐ろしい毒素を持っているということを皆さんに認知していただきたい。

○農務課主任主査（安田学史君）そういった水の問題とか騒音の問題は、先程課長も申しましたが、今後の開発の協議の中で行われてくるかと思えます。開発が最終的に整わなければ事業が頓挫し、改めて編入という手続きが取られる事になるかと思えます。

○議長（野村茂君）他にご意見ございませんか。

（意見なし）

ご意見ありませんので、先程の富野のたいへん苦しいという状況をお話いただきました。富野地区の1番2番、そして田原地区の3番4番5番について異議なしと回答してよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手1／2以上）

挙手1／2以上いただきましたので、異議なしとして回答いたします。

続きまして田原地区1番2番の除外について農地転用の許可基準に合致しないと回答してよろしいでしょうか。異議のないの方、挙手をお願いいたします。

(挙手1/2以上)

1/2以上の挙手をいただきました。許可基準に合致しないとして回答いたします。続きまして、事務局お願いします。

○5番(遠藤昭治君)私、出ていきますが、先に聞いてもいいですか。

農振やられて人づてに聞いたら、ダメだという事でした。なんでダメなのか後で教えて欲しいです。なんで私がこれを出したのか知らないで一方的にやられているようなのでその辺りも聞きたいが、後の方がいいですか。

○事務局長(西部成敏君)農振の地区協議会でダメだった理由ですね。後でお願いします。

○5番(遠藤昭治君)それと、うちの事情としてはもしダメならダメで、また来年も出す予定ですが、2回も3回もダメだという事になりますと、この土地は永久的に農地しかダメだという事で農業委員会が認定する訳ですね。そうすると、絶対に転用出来ないということかまず聞きたいんです。

○農務課主任主査(安田学史君)農振の基準と、農地法の基準は違うので。

○5番(遠藤昭治君)私としてはどちらもイメージ的に一緒なんです。私が今、死んだら相続税が発生するんです。その時に田を売らないと払えない状況だと思うんです。その時に、うちは娘しかいないので農業やらないんです。その状態もあるってことを知ってもらってからやってもらいたいんですが、ただ何にも知らずに反対となったので、そこら辺を聞こうかなと、先に聞いてすみません。2回なら2回反対されたんなら誰かがその土地を農地として買ってもらえばいいんですよ。そういうことを込みでやってもらわないと。

○事務局長(西部成敏君)除外については県に5要件と言いまして、要件があります。それに合致すれば除外が出来る。

○5番(遠藤昭治君)除外は出来ると思います。たぶんね。意味はないけど。反対で来た訳ですよ。

○事務局長(西部成敏君)それは5要件に入らなんだという事です。では後で説明します。

(遠藤委員一時退席)

○農務課主任主査(安田学史君)関、下有知、小瀬地区10件を一括して審議したいと思います。

26ページ関地区各筆調書、位置図は27ページからになります。

3地区につきましては、農地法的には、特に問題がある案件はないと考えますので全部一括で説明いたします。

遠藤さんのから説明します。関地区3番、位置図は30ページ、各筆調書は26ページです。関市役所と中農病院の間の土地で食品スーパーを行いたいというもの。市役所から300㎡以内であれば3種農地で原則農転が認められますので、こちらは農地転用の許可基準に合致すると考えます。

○議長(野村茂君)ただ今の遠藤委員さんの案件について、ご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

ご意見ございませんので、お認めいただける方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の挙手いただきましたので、お認めすることといたします。遠藤さんに入ってください。

(遠藤委員再入室)

○農務課主任主査(安田学史君)26ページに戻りまして関地区1番、タチヤ関稲口店のそばで建売分譲住宅を建築するというものです。大と小2つの土地を一体として14軒の住宅開発をすることです。当該地周辺は市道で碁盤目状に区切られた区画が並んだ区域で、小さい方稲口634はそのうち40%以上が宅地化されており3種農地に該当します。大きい方の区画は40%はありませんが、街区の立ち並ぶ区画として2種農地に該当します。3種農地であれば原則農転が認められ、2種農地は農用地の除外は他での実施ができない事業ではないという事ですので、代替地の検討がされており除外が認められる案件かと考えます。

2番目の案件は、塔ノ洞の方です。キセキ東海中濃さんの事業所の少し南東で、住宅とミニ開発された住宅集団の間に挟まれた畑とその南側の畑を造園業の資材置場にするもの。東本郷通から続く市道、農機が行き来できない自然地形等で区切られた区画が続く一角で、街区が整然と立ち並ぶ区域の中で40%以上が宅地化されたブロックですので3種農地に該当します。

次に32ページの下有知地区です。1番2番は同じ内容です。

ミニ開発された住宅に接した巾80cm程度の土地が残されてしまっているものを、庭の敷地の一部とするものです。土地改良事業実施地で1種農地に該当する所ですが、ミニ開発された接した住宅の方が使われる施設ですので、集落に接続した近隣の住人が使用する施設ということです。農地転用の基準に合致するものと考えます。

3番目、下有知ふれあいセンターの南側で6棟の分譲住宅を開発するもの。500m以内に2つ以上の学校、保育園等があり、上下水が埋設された幅4m以上の市道の沿道の区画になりますので3種農地に該当すると考えます。

4番目、下有知小の東側で先程の所と程近い所です。住宅の敷地の一部と隣接農地を使用し、住宅を増築するもの。先程と同じで500m以内に2つ以上の学校、保育園等があり、上下水が埋設された幅4m以上の市道の沿道の区画ですので3種農地に該当するかと考えます。

5番目で、編入の所と近い所ですが、関有知高校前の駅から350m程北側で、建設業の資材置場をつくるもの。鉄道の駅から500m以内は、2種農地に該当します。2種農地は他で実施できない事業であれば認められます。農用地の除外は他での実施ができない事業である必要がありますので問題ないかと考えます。

6番目、東志摩で、高速道路のジャンクションの今度は西側で住宅敷地内に住宅を増築し、隣接した農地と一緒に利用するものです。土地改良事業の対象地で1種農地で、集落に接続して設置されるものになりますので、転用許可基準を満たすと考えます。

続きまして、40ページの小瀬地区です。瀬尻小と瀬尻保育園から500m以内で、上下水が埋設された幅4m以上の市道の沿道の区画で3種農地になります。

ここまで9件について、全て農地転用の許可基準に合致すると考えております。ご意見をいただきたいと思えます。

○議長（野村茂君）ここまでの案件について、委員の皆様の意見をお聞きします。事務局としては、この9件すべて許可基準に合致することでしたが、ご意見のある方はございませんか。

（意見なし）

意見もないようですので、それではこの9件の除外について異議なしと回答してよろしいでしょうか。異議のないの方は、挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

全員挙手いただきましたので、異議なしとして回答いたします。

○農務課主任主査（安田学史君）小金田・保戸島・千疋・広見池尻地区について。

（後藤委員一時退席）

後藤委員の案件ですが、小金田地区3番。上白金で公園施設を作るものです。西部支所から300m程度の場所に地区の要望により関市が公園を設置するものです。市の支所からおおむね300m以内は3種農地に該当します。3種農地であれば原則認められるというのが農地転用の基準となっております。こちらの案件についてご審議をお願いします。

○議長（野村茂君）ただ今の3番の案件について、ご意見はございませんか。

（意見なし）

意見もないようですので、3番の案件について、異議なしと回答してよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

全員挙手のため異議なしと回答することにいたします。

（後藤委員再入室）

○農務課主任主査（安田学史君）小金田地区の残りの案件説明させていただきます。

1番につきましては取り下げられたので、飛ばします。

2番、位置図は45ページ46ページです。西部支所から180m程、ゴルフ練習場の南側に建売分譲住宅2棟をつくるもの。市の支所からおおむね300m以内は3種農地となり、農転許可基準に合致すると考えます。



4番、あずま整形外科から南に200m程度の集落の端に一般個人住宅を設置するもの。住宅等が相当数連担する区域、集落の中と考えますので3種農地に該当するかと考えます。3種農地であれば、農地転用が認められると思います。

5番、今川橋のたもと特別養護老人ホームあかつきが隣接地に駐車場を作るもの。土地改良事業実施地で1種農地ですが、施設の拡張で1/2以内のもので、農地転用の許可基準が満たされると考えます。

6番、5番のやや南側、山口造園さんが自己の事業地を拡張し造園業資材置場とするもの。すでに一部を資材置場にしており、始末書が出ています。始末書が出ておりますが、施設の拡張で1/2以内のものになります。土地改良事業実施地で1種農地ですが、転用の基準に合致すると考えます。

50ページの保戸島地区について。

1番、保戸島の北西部にある繊維業が申請地のあるブロック全体へ工場を拡張するもの。現在露天の資材置場として使用している部分と申請地を利用し、工場1棟倉庫2棟を設置します。土地改良事業実施地で1種農地ですが、施設の拡張で1/2以内の拡張に該当するので農地転用の許可基準に合致すると考えます。

保戸島2番は後ほど説明します。

56ページの千疋地区について。

1番、千疋グラウンドの東側の旧トワロンドの跡地をグラウンドの西側にあるスチール家具製造業者が買い取り、倉庫・第2工場として運用し始めたが、駐車場が不足するため、拡張するもの。土地改良事業実施地で1種農地に該当しますが、施設の拡張で1/2以内の拡張ですので問題ないと考えます。

60ページの広見・池尻地区について。位置図は61ページです。

1番、広見地区の集落が伸びてきているところに、分譲住宅を7棟建築するもの。土地改良事業の対象地で1種農地ですが、集落に接続して設置される住宅ですので、農地転用の許可基準に合致すると考えます。

先程の50ページに戻りまして、保戸島の2番で位置図は53ページです。

側島の真ん中のあたりに太陽光発電施設をつくるもの。土地改良事業実施地で1種農地に該当します。1種農地の転用許可基準の、集落に接続して設置される「日常生活上又は業務上必要な施設」には、国、県の見解から太陽光発電施設はそれには該当しないという旨の見解が示されており、農地転用の合致する基準がないため、この案件に関しましては許可基準に合致しないと考えます。

ここまでの案件について、ご意見をいただきたいと思えます。

○議長（野村茂君）ここまでの案件について、委員の皆様の意見をお聞きします。事務局としては、保戸島地区2番は農地転用の許可基準に合致しないとの事でした。残りは取り下げられたもの以外は許可基準に合致するとのことでしたが、ご意見のある方はございませんか。

（意見なし）

ご意見がないようですので、小金田地区2番4番5番6番、保戸島地区1番、千疋地区1番、西地区1番の除外について異議なしと回答してよろしいでしょうか。異議のないの方、挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

全員の挙手により、異議なしとして回答いたします。

それでは保戸島地区2番の除外について、農地転用の許可基準に合致しないと回答してよろしいでしょうか。異議のないの方は、挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

全員の挙手により、許可基準に合致しないと回答いたします。

○農務課主任主査（安田学史君）続いて、洞戸、武芸川地区の8件にまいります。

洞戸地区、各筆調書64ページ、位置図は65ページです。

1番、相続した宅地を別荘としているが、道路へ出る部分が農振農用地とされていますが、従前

から道路へ出る通路、駐車場として使っている所です。始末書が出ています。住宅等が相当数連担する区域で3種農地ですので、原則転用が認められる所かと考えます。

2番、こちらは申請に変更があり、転用面積の台帳面積が2,770㎡でしたが、2,648㎡に変更になりました。奥長良川名水が事業地を拡大し、駐車場資材置場を拡張するものです。土地改良事業の対象地で1種農地ですが、1/2以内の既存施設拡張にするため面積を減らされまして、1/2以内となりました。農地転用の基準に合致すると考えます。

3番、今のガソリンスタンドを作る以前にガソリンスタンドだった土地の隣を昔から資材置場として使用してしまっていたもので、始末書が出ています。詳細の位置図は68ページです。申請地のすぐ左側が昔、ガソリンスタンドでこのガソリンスタンドを今の転用事業者の事業地に移動させたんですが、その左側にあった農地を資材置場として昔から使っていたというものです。住宅等が相当数連担する区域の中ですので、3種農地であり原則転用が認められます。

4番、集落の間に残された小規模な農地の端に太陽光発電施設を作るもの。住宅等が相当数連担する区域に隣接する10ha以下の農地集団で2種農地に該当するかと考えます。農振除外は他では実施できない事業であり、2種農地の転用基準の他での実施ができない事業にあたり、転用ができるかと考えます。

5番、位置図は70ページです。集落の端に孫娘夫婦の一般個人住宅を建築するものです。土地改良事業の対象地で1種農地ですが、集落に接続して設置される住宅ですので転用許可基準に合致するかと考えます。

次に武芸川地区で72ページです。

1番、2番の案件は、博愛小学校近くの集落の端、住宅が散在する場所です。1番は分譲住宅を2棟、2番は4棟建てるものです。こちらは集落の取り方が微妙な所はあるんですが、おそらく1種農地に該当する所であろうかと考えます。土地改良事業の対象地です。ただ集落に接続している所ですので、農地転用の許可基準に合致するかと考えます。

3番、75ページです。集落の端に一般個人住宅を建築するもの。土地改良事業の対象地で1種農地ですが、集落に接続して設置される住宅ですので、転用許可基準に合致するかと思います。

この8件につきまして、許可基準に合致するかと考えます。ご意見をいただきたいと思います。○議長(野村茂君)ここまでの案件について、委員皆様の意見をお聞きします。事務局としては、この8件について許可基準に合致するとのことでしたが、ご意見のある方はございませんか。

(意見なし)

それでは8件の除外について異議なしと回答してよろしいでしょうか。異議のないの方、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員挙手のため、異議なしとして回答いたします。

つきまして、用途区分変更について事務局お願いいたします。

○農務課主任主査(安田学史君)農振整備計画では農用地等の使用方法を田畑・果樹園等として使用する『農地』、農業用倉庫や出荷選別施設などの『農業用施設用地』、放牧などに使う『採草放牧地』、『混木林地(林のようになっている放牧地)』の4つのなかから1つ指定しています。

この『用途区分』についても各人が自由に変更できず、農振計画の変更が必要で、この手続きが用途区分変更です。

80ページの富岡地区、位置図81ページです。

1番、新富津橋のたもとにビニールハウスを多数建てて、ハウレンソウなどを栽培している事業者が、現在空調や冷蔵施設のないビニールハウス内で出荷選別、保管をやっているのですが、それではたいへん作業がやりにくい上に、長期間保管が出来ないという事で、出荷選別施設を設置するものです。用途を『農地』、水田として使用している所を『農業用施設用地』出荷選別施設に用途を変更するものです。

事業場に隣接するもので、場所の選定に合理性があると考えます。農地法の農地区分としては、土地改良事業の対象地で1種農地ですが、農業用施設は1種農地であっても転用可能です。

84ページの関地区、位置図85ページからです。詳細は、86ページの地図をご覧ください。

中濃病院の東側にある、農業用の資材置場を競売で入手されましたが、しっかり測量してみたところ、①の所で市の農振整備計画では農地あるが、測ってみるとここまで農業用施設用地が食い込んで来ている。逆に②の所は、農振整備計画では農業用施設用地であるが、実際には水田として使用されているという事で、現況にあわせて整理するもの。こちらにつきましては、競売で入手したもので本人に瑕疵はなく、申請者は営農計画書を提出しその通り耕作しており農家として実態があつて農業用であることにまず間違いなことから、問題ないと考えています。農地とする部分は現況が農地であり、農地法の手続きは必要ないと考えます。農業用施設とする部分は、もともと許可されていた場所の拡張で合理性があると考えます。農地法の農地区分は、土地改良事業の対象地で1種農地で農業用施設は1種農地であっても転用可能ですので農地法の基準に合致すると思います。

以上3件が用途区分変更です。この案件についてご意見をいただきたいと思ひます。

○議長(野村茂君)ここまでの案件について、委員皆様の意見をお聞きします。事務局としては、この3件について農業用施設にするものは許可基準に合致し、農地とする部分は現況が農地であるため農地法上の手続きは必要ないとのことでしたが、ご意見のある方はございせんか。

(意見なし)

それでは用途区分変更について異議なしと回答してよろしいでしょうか。異議のないの方、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

では異議なしとして回答いたします。

つづきまして、その他の変更について事務局お願いいたします。

○農務課主任主査(安田学史君)こちらにつきましては、殆ど報告のようなものでございせんが、計画を変更するという事で、一応ご意見をお願いします。農振法も農地法も開発の特例がいくつかあります。今回のこの90ページの上之保地区の案件ですが、携帯電話の基地局を作るというものです。電気通信事業者として国の認定を受けているものが、携帯電話基地局などの通信局などを作る場合については、農振整備計画の変更や、農転の許可を取ることなく事業が可能で、2月頃に計画書が提出されており、この計画の当該地となつてしまったため農地として今後利用されることがありせんので、農振計画上もこの部分だけ、16㎡を農用地から除外するものです。ご意見をお願いします。

○議長(野村茂君)この案件について、委員皆様の意見をお聞きします。ご意見のある方はございせんか。

(意見なし)

それでは異議なしと回答してよろしいでしょうか。異議のないの方、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

では異議なしとして回答いたします。

つづきまして、議案第6号 関市地域農業振興計画検証に係る意見について事務局の説明を求めます。

○農務課主任主査(安田学史君)ひき続きまして、安田から説明いたします。

関市地域農業振興計画というものからまず説明します。

農振の除外基準の中に、土地改良事業の効果が十分発揮された後かというものがあるんですが、土地改良から8年以上経過していることが必要で、用水の改良など土地そのものをさわるものでない場合は、農業の振興を図る施設を設置する場合で、土地改良事業の施行者の同意があるものであれば、認められるというものがあります。

この手続で除外する場合は農振整備計画を補う別の計画『関市地域農業振興整備計画』というのが関市の場合にはそれにあたるんですが、それに記載して、除外された目的で使用されて、その効果が発揮されているかを定期的に検証することになっています。

今回、平成27年度に『関市地域農業振興計画』に記載され、平成28年度で農振整備計画から除外された事業について、事業が実際に行われているのかを検証を行いましたので、ご意見をいた

だきたいと思えます。

もし別の事業で使用されているとか、事業がとん挫されて放棄されている場合などは、改善を求めるものです。

まず平成27年度の1番、2番ですが、3ページ目の位置図です。こちらは岐阜県が実施する肥田瀬用水頭首工改良事業の受益地です。

1番目が関中央病院の南側で駐車場とするものです。現場を確認してまいりましたが、確かに職員駐車場として使用されており、その効果を発揮していました。

2番、もう少し東側に行った所、コーポレーション金子さんが駐車場にされるという所です。こちら、現場を確認してまいりましたが、確かに従業員・来客駐車場として使用されており、その効果を発揮していました。

4ページ目、3番、4番は岐阜県が実施する倉知用水頭首工改良事業の受益地です。マーゴウエストタウンの出来た南側の道を拡張したものです。両方とも道が拡張されており、公衆用道路として使用されておりました。

5ページ目、5番から7番は、岐阜県が実施する川平用水頭首工改良事業の受益地です。

5番は農業従事者の駐車場及び農業用資器材倉庫、6番、7番は農業従事者のための住宅ですが、まだ事業は実施されていなかったため、事業者から事情を伺いました。現在詳細設計中で、近日中に事業を開始する旨の回答を得ました。農振除外の際には2年以内に事業が実施できない場合は編入するように求めています。除外から2年経過していないため、特に指導は行いません。来年も検証を行いまして、事業が進んでいないようであれば何らかの指導を行う予定です。

以上の事業検証について、1番から4番までは何も問題がない、5番から7番までは事業が頓挫していないので問題がないと判断をしております。こちらの検証について、ご意見をお願いいたします。

○議長（野村茂君）この案件について、委員皆様の意見をお聞きします。ご意見のある方はございませんか。

○18番（永井博光君）5番、6番、7番ですが、建設に向け計画を進行中であることを確認したという事ですけど、確認したのは書類を見たのか転用事業者からの状況聞き取りをしたということですが、聞き取りだけで確認をしたということですか。

○農務課主任主査（安田学史君）そうです。口頭確認です。まだ除外の時に求めている2年以内の事業です。

○18番（永井博光君）計画を進行中ということではなくて、口頭で確認しただけなので、文書ではなので、計画を確認した・・・。

○農務課主任主査（安田学史君）計画を進行中だということ聞き取って確認したということです。

○18番（永井博光君）分かりました。

○議長（野村茂君）他にご意見ありませんか。

（意見なし）

他にないようですので、適正に検証されていると回答してよろしいでしょうか。異議のないの方、挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

では適正に検証されていると回答いたします。

長時間に渡りましてありがとうございます。全て議案の審議は終了いたしました。その他について事務局よりお願いします。

○事務局課長補佐（長屋正彦君）次回の総会につきましては、平成29年12月6日（水）10時からを予定しています。

○職務代理（安田孝義君）8時半から非常に長いご審議いただきました。これを持ちまして閉会とさせていただきます。ご苦労さまでした。

午前11時02分 閉会

本日の議会の顛末を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

議 長 関市洞戸市場 5 5 1 番地

⑩

---

9 番 関市下有知 3 3 8 6 番地

⑩

---

1 0 番 関市小瀬 2 4 3 番地

⑩

---